

令和5年2月24日

建設キャリアアップシステム処遇改善推進  
北海道地方連絡協議会 参加団体 御中

北海道開発局事業振興部  
建設産業課長 高薄 一敏

建設業における適正な工期の確保について

時間外労働上限規制の建設業への適用が令和6年度に控えるなか、工期の適正な設定について、更なる普及・促進を図るべく、別添のとおりチラシを作成いたしましたので、ご査収いただき、関係者様等へご周知頂きますようお願い申し上げます。

# 著しく短い工期の請負契約は禁止されています！！

新たな担い手確保  
魅力ある職場環境  
週休2日などWLBの実現  
適正な工期による長時間労働の是正

適正な工期設定は担い手確保の第一歩です。  
発注者と受注者が連携して実現へ

## 著しく短い工期の設定はNG

建設業法第19条の5

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

「工期に関する基準」  
はこちら



建設業法令遵守ガイドライン(元下間)  
はこちら ④12頁～13頁に注目！



「工期に関する基準」  
リーフレットはこちら



適正取引ハンドブック  
はこちら ④4頁に注目！

罰則付き時間外労働規制がR6.4から建設業にも適用

令和6年4月1日以降、「建設業」における時間外労働の上限は原則として  
月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ  
これを超えることができなくなります。

この上限規制も踏まえた工期設定が求められます。

北海道労働局HP



建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付ける  
総合的な相談窓口

品確法運用指針、  
新労働基準、社会保険加入対策等  
建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL. 0570-004976

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00  
(土日・祝祭日 受付不可)



駆け込みホットライン

建設業法違反についての通報窓口

建設業  
契約書  
めんどくさい違反、  
めんどくさい通報！

TEL. 0570-018-240

